

平成22年6月18日 改正貸金業法が完全施行されました！

■個人の場合、年収の3分の1を超える新規の借入はできません。

○事業者としての借入れについては、総量規制の例外となります。

但し、事業・収支・資金計画（簡素様式）の提出が必要です。

○個人事業者であっても、消費者としての資金用途を満たすための貸付けが受けられます。

その場合、事業所得（総収入額から必要経費を控除した額）のうち、安定的な年収と認められるものは、総量規制基準となる収入に加えられます。

■上限金利の引下げ（貸付額に応じて15～20%）が実施されます。

貸金業法等改正の概要

I. 貸金業の適正化

1. 貸金業への参入条件の厳格化

◇ 最低純資産額を5,000万円以上に引上げ

◇ 貸金業務取扱主任者の資格試験を導入し、合格者の営業所ごとの配置を義務付け

2. 貸金業協会の自主規制機能強化

◇ 貸金業協会を当局の認可を受けて設立する法人とし、広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールの制定を義務付け

3. 行為規制の強化

◇ 夜間に加え日中の執拗な取立行為など、取立規制の強化

◇ 貸付けにあたり、トータルの元利負担額など説明した書面の事前交付の義務付け

◇ 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約の締結の禁止

4. 業務改善命令の導入

◇ 規制違反に対して機動的に対処するため、登録取消や業務停止に加え、業務改善命令の導入

II. 過剰貸付の抑制

1. 指定信用情報機関制度の創設

◇ 指定信用情報機関制度を導入。貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備

2. 総量規制の導入

◇ 個人が借り手の場合には、資料取得等による年収の把握や指定信用情報機関の信用情報の使用による返済能力調査の義務付け

◇ 総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付を原則禁止

III. 金利体系の適正化

1. 上限金利の引き下げ

◇ 出資法の上限金利を29.2%から20%に引き下げ

2. みなし弁済制度の廃止

IV. ヤミ金融対策の強化

◇ ヤミ金融に対する罰則を強化（懲役5年→10年）